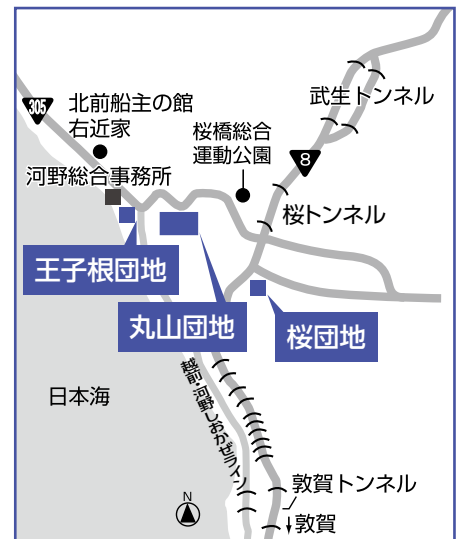
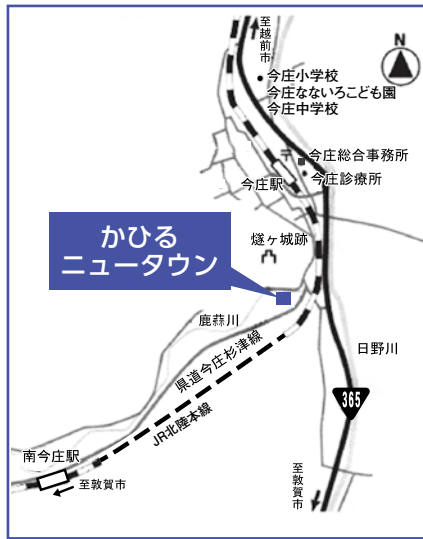
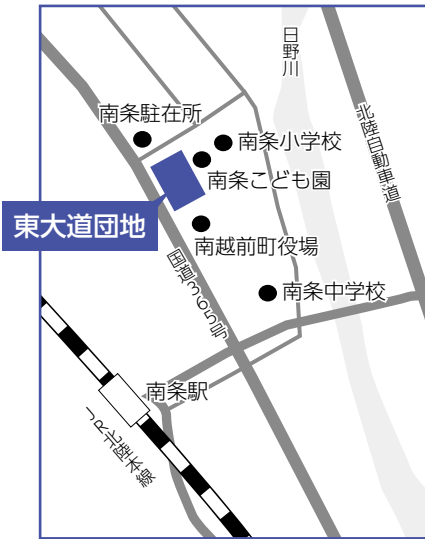


宅地分譲のお知らせ

■ 問合せ 建設整備課 ☎ 47-8003



分譲団地	分譲面積	空き区画数	販売価格 (坪単価)	所在地	補助金 上限額
東大道団地	93.93 坪	1	83,000 円	南条地区	500 万円
かひるニュータウン	138.70 坪～ 140.60 坪	2	30,000 円	今庄地区	200 万円
桜団地	103.18 坪	1	23,000 円	河野地区	
丸山団地	80.38 坪～ 80.77 坪	10	20,000 円	河野地区	
王子根団地	57.17 坪～ 64.83 坪	4	45,000 円	河野地区	

住宅の取得・リフォーム工事の補助制度のお知らせ

◆ 若い世代の定住に向けた住宅取得支援事業補助金

町分譲地に新築する場合

- 【対象条件】
- ・ 申請者(所有者)が50歳未満であること
 - ・ 同居または同居しようとする親族がある者(単身者は除く)であること。

【補助限度額】

・ 200万円・500万円

(対象経費の1/5)
※補助限度額は、各分譲地により定められています。

◆ 中古住宅を購入した場合

【対象条件】

- ・ 申請者(所有者)が50歳未満であること。
- ・ 取得が、申請者(所有者)の3親等内の親族以外の者からであること。
- ・ 同居または同居しようとする親族がある者(単身者は除く)であること。

【補助限度額】

・ 中古購入

・ 200万円(対象経費の1/5)

・ 中古購入後のリフォーム

・ 100万円(対象経費の1/5)

◆ 多世代同居住宅支援事業補助金

【補助対象】

・ 新築または中古住宅の購入

【対象条件】

- ・ 直系親族の世帯が同一小学校区内または直線距離で3km以内であること。
- ・ 新たに直系親族と同居する者(直系卑属の単身者は除く)であること。
- ・ 一戸建て住宅で、敷地面積は200㎡以上あること。

【補助限度額】

・ 新築購入 50万円(対象経費の10/10)

・ 中古購入 50万円(対象経費の10/10)

【募集件数】 3件

◆ 多世代同居リフォーム支援事業補助金

【補助対象】

・ リフォーム工事

(増築・改築・改装・修繕等)

【対象条件】

- ・ 自ら居住するために所有する一戸建て住宅を改修し、新たに多世代同居する者または多世代同居の世帯数が1以上増加する者。
- ・ 複数の世帯(直系尊属または直系卑属)によって同居し、新たに対象住宅に居住する者が住民票異動に伴う転居を行うこと。(ただし、直系卑属の単身者は除く)

【補助限度額】

・ リフォーム 80万円

(対象経費の1/2)

【募集件数】 5件

(対象経費の1/2)